

公共債等の税制が大幅に改正されます!

平成28年
1月より

I. 公共債等の税制の変更点

- point1** 公共債(国債・地方債)および公募公社債投資信託(以下「公共債等」といいます。)の利子や分配金、譲渡益や償還益にかかる課税方式が申告分離課税となります。
- point2** 公共債等の利子や分配金、譲渡損益や償還損益が、上場株式等(注1)の譲渡損益等と損益通算できるようになります。
- point3** 公共債等が特定口座の対象となります。

平成28年1月

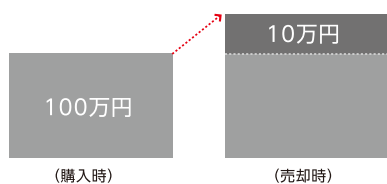
公共債等の利子・分配金	20.315%(注2)(源泉分離課税) 上場株式等の譲渡損益等と損益通算不可	20.315%(注2) (申告分離課税) 上場株式等の譲渡損益等と 損益通算可能
公共債等の譲渡損益	非課税 上場株式等の譲渡損益等と損益通算不可	
公共債等の償還損益	累進税率(総合課税) 上場株式等の譲渡損益等と損益通算不可	

注1.国内公募株式投資信託を含みます。

注2.税率は平成49年12月末まで復興特別所得税を含みます。

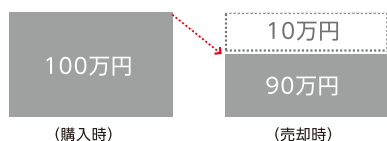
● 税制変更に伴う、公共債等の売却にかかるイメージ図

例1 100万円で購入した公共債等を110万円で売却し、譲渡益が10万円発生した場合



- 平成27年中に売却した場合
⇒譲渡益は全額非課税となります。
- 平成28年以降に売却した場合
⇒譲渡益10万円が20.315%の申告分離課税の対象となります。

例2 100万円で購入した公共債等を90万円で売却し、譲渡損が10万円発生した場合



- 平成27年中に売却した場合
⇒譲渡損の10万円は課税上ないものとみなされます。
- 平成28年以降に売却した場合
⇒譲渡損の10万円を上場株式等の譲渡損益等と損益通算が可能となります。また確定申告をすることで、翌年以降3年間の損失の繰越控除が可能となります。

その他 平成27年12月末までに公共債を売却し、直ちに再取得する取引(いわゆるクロス取引)をした場合、譲渡益は非課税となり、再取得した公共債を平成28年以降に売却する際は、再取得した価格が取得価格となります。ただし、売却の際と再取得の際にそれぞれの価格が異なることにより、差額費用が生じます。



七十七銀行

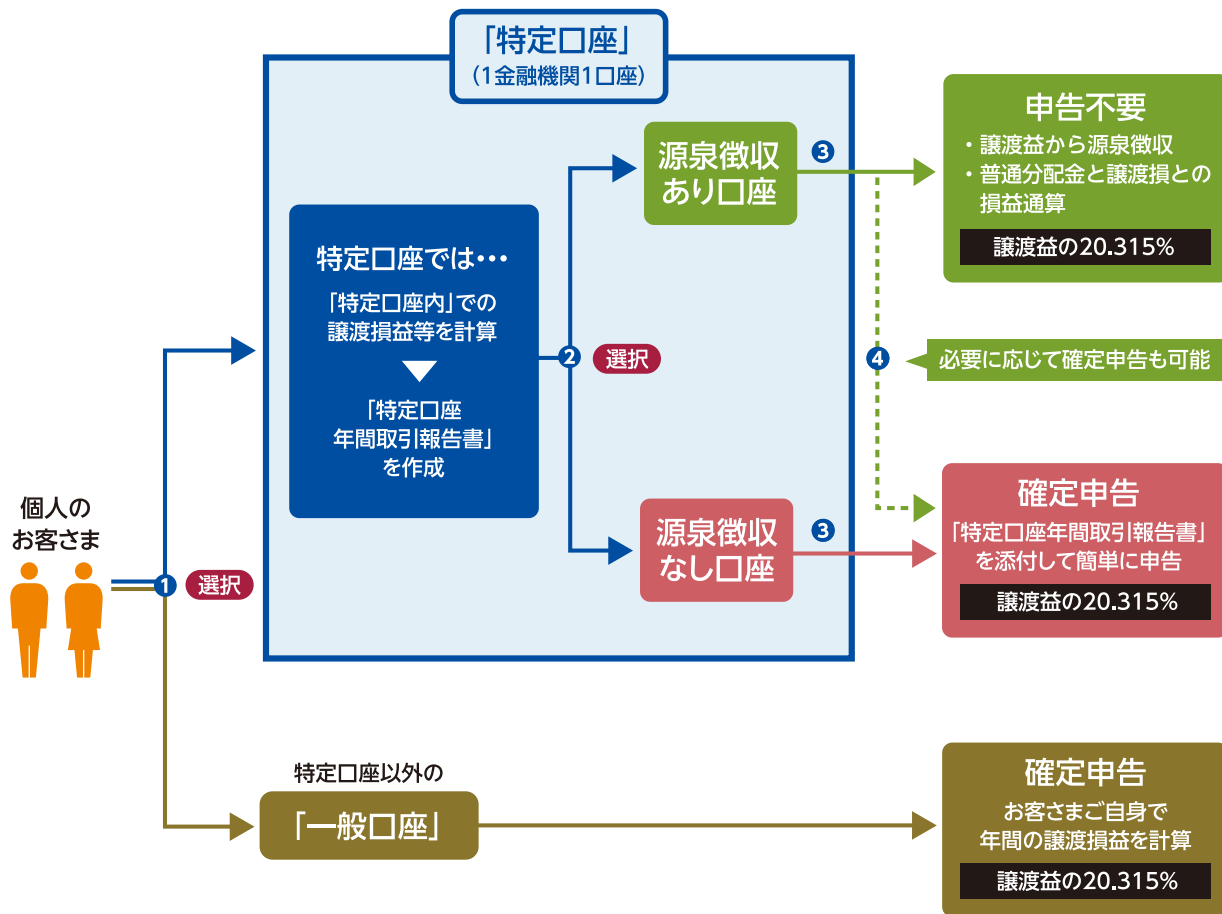
平成27年7月1日現在

Ⅱ.〈七十七〉特定口座とは

- 国内公募株式投資信託を解約や買取により換金等をした場合は、譲渡損益が発生し、原則として確定申告が必要となります。この譲渡損益をお客さまに代わり当行が計算し、「特定口座年間取引報告書」にまとめる口座が「特定口座」です。
- 当行からお客さまに、翌年1月末までに「特定口座年間取引報告書」をお送りいたします。お客さまは「特定口座年間取引報告書」を使って、簡単に確定申告を行うことができます。「源泉徴収あり口座」を選択すれば、確定申告も不要です。
- 七十七銀行の特定口座の手数料は、無料となっています。

「特定口座」のしくみ

お客さまが国内公募株式投資信託を換金（解約、買取）または償還された場合、「特定口座」と「一般口座」でのお取扱いは、原則として次のようになります。



- ①「特定口座」と「一般口座」のどちらかをご選択いただけます。
- ②「特定口座」では、「源泉徴収あり口座」と「源泉徴収なし口座」のどちらかをご選択いただけます。
源泉徴収方法の変更は、その年最初のご換金（解約、買取）または償還取引まで可能ですが、その後はその年の変更はできません。
- ③「源泉徴収あり口座」の場合は原則として確定申告が不要となり、「源泉徴収なし口座」の場合は原則として確定申告が必要となります。
- ④「源泉徴収あり口座」でも、一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算や、譲渡損失の繰越控除を行う場合など、必要に応じて確定申告を行っていただくこともできます。

平成28年1月以降、公共債の利子および譲渡損益についても特定口座内で管理できるようになります。

- 本資料は、平成27年6月末時点の法令等に基づき作成したものです。制度の内容は、今後、変更されることがあります。
- 本資料は、投資勧誘を目的とするものではありません。
- 売買等の判断は、ご自身のご判断でお申込みください。

ご不明な点がございましたら、公共債および投資信託取扱店の担当者または本部（担当部署）までお問い合わせください。

公共債取扱店 ■ 全営業店
投資信託取扱店 ■ 東北地区の全営業店（一部の出張所を除く）および札幌支店
本部（担当部署） ■ 営業統轄部 営業開発課